

農業委員会委員一般選挙

投票日は4月12日(日)

農地の転用や利用関係の調整、農業振興計画推進など、農地に関する業務を主な任務とする農業委員会委員の任期満了による一般選挙が、4月12日(日)に行われます。

投票できる人・立候補できる人

農業委員会委員一般選挙で投票できる人、および委員候補者として立候補できる人は、次の要件を備えた人です。

- 羽生市に住所を有する人
- 満20歳以上の人
- 10アール以上の農地を耕作する経営者、および経営者と同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認められた人
- 以上の要件を満たし、次のいずれにも該当しない人
 - 成年被後見人
 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの人、および執行を受けることがなくなるまでの人
 - 公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処され、実刑期間経過後5年間を経過

しない人、または刑の執行猶予中の農業委員会委員の選挙に関する犯罪によって、選挙権および被選挙権を停止された人

以上が投票および立候補者の資格要件ですが、選挙権はあっても農業委員会委員選挙人名簿に登録されていない人は、投票することができません。

立候補の受付は4月5日(日)

立候補の届出は、4月5日午前8時30分から午後5時まで、市の選挙管理委員会(総務課内)で受け付けます。届出の書類等は、3月10日(火)から市の選挙管理委員会に交付します。

10人の委員を投票で決定

農業委員会委員の任期は3年で、農家の皆さんが直接投票で選ぶ人と、市長が選任する人で構成されます。

選挙による委員 10人
市長が選任する委員 10人
農業協同組合、農業共済組合および土地改良区がそれぞれ推薦した理事または

市役所が使用する封筒に広告を掲載しませんか

市では、新たな財源確保のため、市の資産を広告媒体として活用する取り組みを行っていますが、この度、市が業務で使用する封筒に有料広告の掲載を希望する事業主等を募集します。企業等のPRにご活用ください。

- ▷封筒の種類・広告掲載箇所
長形3号封筒(23.5cm×12.0cm)の裏面に3枠
- ▷封筒の用途
市役所が主に一般文書の送付等に使用(一部業務を除く)
- ▷広告の大きさ・料金
1枠(縦5.5cm×横10cm)につき30,000円
- ▷広告主の範囲
市内の事業所・団体
- ▷封筒の印刷予定枚数
60,000枚(市役所の約1年間の使用枚数)
- ▷封筒の使用期間
5月頃から在庫がなくなるまで
- ▷申込期限
3月19日(木)まで 申し込み多数の場合は抽選
- ▷申込方法
募集要領(財政課に用意)を参照のうえ、所定の申込書を財政課まで提出
- ▷問い合わせ
財政課契約管理係(内線373)

投票の日時・投票所

投票は、4月12日(日)の午前7時から午後8時まで行われます。

ただし、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の定数(10人)を超えないときは、投票を行いません。したがって無投票の場合は、投票所入場券は配付しませんので、あらかじめご了承ください。

なお、この選挙は全市一区の大選挙区で行われ、投票の区域は、次の10投票区に分かれています。①(内は投票所名)

- ・第1投票区 〓 羽生地区 (市役所)
 - ・第2投票区 〓 上新郷地区 (新郷公民館)
 - ・第3投票区 〓 下新郷・下新田地区 (新郷第一小学校体育館)
 - ・第4投票区 〓 須影地区 (須影公民館)
 - ・第5投票区 〓 岩瀬地区 (岩瀬公民館)
 - ・第6投票区 〓 川俣地区 (川俣小学校体育館)
 - ・第7投票区 〓 井泉地区 (井泉公民館)
 - ・第8投票区 〓 手子林地区 (手子林公民館)
 - ・第9投票区 〓 三田ヶ谷地区 (三田ヶ谷公民館)
 - ・第10投票区 〓 村君地区 (村君小学校体育館)
- 開票は即日開票で、4月12日(日)の午後9時から市役所301会議室で行われます。
- 期日前投票**
- ・4月6日(月)～11日(土)
 - ・午前8時30分～午後8時
 - ・市役所101会議室
- その他** 不在者投票制度もありますので、詳しくは市選挙管理委員会(総務課内・内線231)へお問い合わせください。

組合員 3人

市議会が推薦した学識経験者

4人以内



市民レポーター

みんなで楽しむ、ふれあい広場

1月12日(祝)、子どもからお年寄りまで、世代を越えて昔の遊びを体験しながら交流を図るといふ催しが、岩瀬地域活動センター実行委員会や地元区長会、体育振興会、PTA、岩瀬松寿会、愛育会など、たくさんの方々のご協力により開催されました。

晴天に恵まれたこの日、グラウンドでは子供たちが手作りの凧揚げや廃材を燃やして作った焼き芋を楽しみ、公民館内では竹トンボやけん玉、手遊びなどに地域のお年寄りと子供たちが交流を深めました。また、2階ではベーゴマのコーナーもあり、大人から手ほどきを受けた子どもたちが楽しそうにベーゴマを回していました。



市民レポーター

板金千鶴子さん(中岩瀬)

須影八幡宮に鳥居を建立

須影八幡宮に鳥居が奉納されました。須影の八幡宮は、立派な社殿と見事な彫

刻、大きな黒松で広く知られています。羽生市史によると、一六四九年に三代将軍家光から土地の寄進を受け、以後代々の将軍もその意思を継いで保護してきたと記されています。

新しい鳥居は、古い鳥居の跡に建てられています。これは、地域の人たちが建立委員会を設け、新しい鳥居を当時の姿のように戻したいと検討を重ね、須影地区の皆さんの協力で寄付を得て、昨年未

に建立されました。1月17日(土)は、冬にしては珍しい暖かな晴天に恵まれ、鳥居の奉納式が行われました。真新しい鳥居の表には、建立のいきさつ、裏には寄進をした人たちの名前が記され、境内の入口として厳かに建っています。

市民レポーター

中村三枝子さん(砂山)

